

平成30年度 随意契約の公表(建築部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成30年4月 1日から平成30年 9月30日までの随意契約

【建築部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
住宅政策課	平成30年度個性豊かな住環境づくりに係わる業務	平成30年4月2日	特定非営利活動法人八尾すまいまちづくり研究会	八尾市南植松町1丁目23-5	2,258,280円	本業務は、住宅マスタープランの基本目標である「パートナーシップの住まい・まちづくり」を実現するためのもので、長期間にわたり本市と連携し、「パートナーシップ型」のまちづくりを行っており、実績があるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
住宅政策課	平成30年度木造住宅耐震診断技術者派遣業務	平成30年4月2日	特定非営利活動法人八尾すまいまちづくり研究会	八尾市南植松町1丁目23-5	単価契約(年間見込額) 675,000円	本業務は、住宅マスタープランの基本施策「災害に強い住まいづくりの促進」における事業として、耐震診断に関する資格が必要となる特殊な業務であり、当団体は「大阪府住宅リフォームマイスター制度」の登録や、耐震診断に関する業務の豊富な実績など、必要とされる能力を有していると認められるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
住宅政策課	平成30年度木造住宅耐震診断技術者派遣業務	平成30年4月2日	一般社団法人大阪耐震構造研究協会	八尾市刑部4丁目312	単価契約(年間見込額) 675,000円	本業務は、住宅マスタープランの基本施策「災害に強い住まいづくりの促進」における事業として、耐震診断に関する資格が必要となる特殊な業務であり、当団体は「大阪府住宅リフォームマイスター制度」の登録や、耐震診断に関する業務の豊富な実績など、必要とされる能力を有していると認められるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
住宅政策課	平成30年度木造住宅耐震診断技術者派遣業務	平成30年4月2日	特定非営利活動法人人・家・街安全支援機構	大阪市北区梅田2丁目5-5 横山ビル8階	単価契約 (年間見込額) 675,000円	本業務は、住宅マスタープランの基本施策「災害に強い住まいづくりの促進」における事業として、耐震診断に関する資格が必要となる特殊な業務であり、当団体は「大阪府住宅リフォームマイスター制度」の登録や、耐震診断に関する業務の豊富な実績など、必要とされる能力を有していると認められるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
公共建築課	平成30年度労働者派遣による建築設計等実務補助業務	平成30年4月1日	日本リック株式会社	大阪市北区東天満2丁目9-4 千代田ビル東館4階	(1時間あたり 3,162円) 5,979,342円	本件業務については、高度な専門性を要することから一定の資格を有している労働者の派遣が必要となっており、業務の継続性、同一性及び効率性を考慮して、単年度ごとに競争入札に付することが不利と考えられるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に該当)
公共建築課	平成30年度各学校園の小営繕業務	平成30年4月1日	公益財団法人大阪府シルバー人材センター協議会	大阪市中央区久太郎町2丁目4-27 堺筋本町TFビル7階	単価契約 (年間見込額) 1,129,260円	高齢者等の継続的な雇用の安定等に資することができるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当)
公共建築課	桂人権コミュニティセンターガス管改修工事	平成30年9月26日	大阪瓦斯(株)	東大阪市稲葉2丁目3-17	3,278,880円	ガス事業法の規定に基づき、施工者が特定される工事に該当するため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由
住宅管理課	八尾市営住宅管理システム保守契約	平成30年4月1日	日本電気(株)関西支社	大阪市中央区城見1丁目4-24	583,200円	現行システムの開発業者であり、システムの運用相談、障害発生時の原因究明や復旧作業について早期対応ができ、業務の安定的な稼働が図れるため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)
住宅管理課	市営西郡住宅34号館屋上防水緊急改修工事	平成30年9月18日	(有)八尾防水	八尾市青山町2丁目6-21	4,881,600円	平成30年9月の台風第21号による市営住宅施設被害に対し、迅速な復旧工事を実施する必要があったため。(地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当)